

(別紙)

公益財団法人 九州交響楽団

理事・監事・評議員旅費規程

(主旨)

第 1 条 理事会及び評議員会にかかる旅費については、公益財団法人九州交響楽団定款第 13 条及び第 26 条に基づき、本規程により支給する。

(交通費)

第 2 条 理事会及び評議員会にかかる交通費実費として、福岡市内 1,000 円、福岡市外 3,000 円を支給する。なお日当は支給しない。

制定 平成 26 年 3 月 25 日